



特集「金融と環境—グリーン金融への動き」の編集にあたって

水が低きところに流れるように、マネーは収益率の高いところに、リスクの低いところに流れると考えられている。今日、この事実に変化が見られるようになった。お金を投資する個人、あるいはお金を貸し付ける金融機関に、環境配慮的な視点が盛り込まれるようになってきた。どのような要因でこうした変化が見られるようになったのか、将来的な見通しも含めて論じるのが本特集の目的である。

要因の1つには、民間金融機関の変化がある。プロジェクトによる環境被害の責任システムが確立し、借り手に瑕疵が生じるとプロジェクトが頓挫してしまいかねず、貸付資金回収不能に陥ってしまう。一方で、非プロジェクト投資である環境配慮型設備投資や環境経営、個人むけ融資でも、地方銀行が優遇金利を適用するようになってきた。藤井論文、西堀論文でこの点を考察する。

もう1つの要因は、環境経営や、再生可能エネルギーの導入、あるいは環境ビジネスに政策的な金融支援がおこなわれるようになってきたことがあげられる。日本政策投資銀行は環境格付け制度を導入し、環境配慮のランクに応じて金利を優遇している。また、国際協力銀行は、環境改善プロジェクトや環境ビジネスに融資を積極的におこなっている。内山論文、本郷論文は以上の点を詳述する。

ところで、環境配慮は、個人の投資行動にも見られるようになってきた。その基盤となるのが、SRI（社会的責任投資）である。SRIは、アメリカで歴史的に発生したと言われているもので、環境や倫理などにおいて社会的責任を果たしているかどうか投資行動の基準とすることである。SRIを加味した投資信託が、「エコファンド」とよばれる一連の商品である。河口論文、水口論文では現状と歴史を分析する。

目を国外にむけると、国際的にも地球環境保全のための金融支援が進んでいる。公的金融面では、世銀、国連開発計画（UNDP）、国連環境計画（UNEP）の3実施機関が共同で運営するGEF（地球環境ファシリティー）は途上国での地球環境保全プロジェクトに対して、主として無償資金を供与している。一方で、世界の民間金融機関の環境に関する協力の動きも見られる。こうした動きを支える機関がUNEP-FIである。これらの動きを城山論文、末吉論文で追う。

最後に、京都議定書を契機に、排出権取引市場の創設・拡大が進んでいる。炭素クレジットの取得対象として、炭素削減プロジェクトであるCDMが先進国と途上国を中心におこなわれ、巨額の資金が炭素削減にむけられてきている。また、実際に炭素排出をおこなう目的ではなく、カーボンオフセットを目的としたクレジット需要もみられるようになってきた。そのさいの代表的なクレジットを生み出すものが、「ゴールドスタンダード」とよばれるWWFの規格にもとづくCDMである。吉高論文、大沼・山本論文で以上を考察する。

マネーは、いまや、緑濃きところにも流れるようになっていくことを本特集から知ることができる。

（編集委員 大沼あゆみ）